

ふたば便り

ふたば税理士法人

旭川事務所：旭川市神楽 2 条 7 丁目 4-18

tel(0166)69-2800 fax(0166)69-2801

札幌事務所：札幌市北区北 7 条西 6 丁目 2-34 キタビル 7F

tel(011)717-5611 fax(011)717-5612

2009 年 12 月号 (Vol. 88)

1 2月のワークスケジュール

- 年末調整 12月は通常の給与計算のほか、賞与の計算、そして年末調整があります。効率よく処理できるよう、事前準備をしっかりとやりましょう！
- 賞与支払届 賞与を支給したときは、賞与支払日から5日以内に社会保険事務所へ「賞与支払届」を提出しますのでお忘れなく。

事業承継における実務上の留意点

事業承継を考える際には、会社の状況によってさまざまな留意点があります。今回はケース別の留意点をいくつか挙げてみましょう。

● 後継者があまり株式を持っていない

中小企業では後継者が会社の株式の大半を所有すべきですが、現社長が大株主のまま相続が発生してしまうと、後継者以外に株式が分散してしまい、会社の経営が不安定になる恐れがあります。

● 株主が多い

株主が多い場合には、早いうちから後継者に株式を集中させないと、それぞれの株主に相続が発生し、それを相続した新たな株主からの要求が経営の足かせになる可能性があります。また、それぞれの株主が名前だけの単なる名義人という場合には、株式の移転が単純には行えません。

● 会社の決算書（貸借対照表）で利益剰余金が多い

利益剰余金が多い会社は財務内容のいい会社とすることができます。しかし、株価が高いために、売却する場合には買い手に多額のお金が必要になり、贈与する場合でも、贈与税が問題となります。

● 役員からの借入金が多額にある

役員からの借入金は役員側から見ると会社への貸付金ですから、相続税の課税財産となります。したがって、なるべく早うちに役員からの借入金をなくすよう対策をとっておく必要があります。

● 現社長の個人名義となっている土地や建物を会社に貸している

後継者が引き継ぐべき資産は会社の株式だけではありません。個人名義で会社に貸している資産も後継者へ集中させるよう対策をとっておかないと、あとで、賃料をめぐるトラブルが発生する可能性もあります。

事業承継や相続は対策をとるのが遅れると打つ手が限られてきます。早めの対策を心がけましょう！

11月25日(水)に開催された、弊法人主催の「事業承継セミナー」が無事終了しました！対象者が限られる内容だったにもかかわらず、多くの方の出席をいただきました。ありがとうございました！あらためて、事業承継に対する関心の高さを感じました。

気がつけば、今年ももう12月。時が経つのは本当に早いものです。 俊

今回のセミナーは、ビジネスマン向けのセミナー講師として活躍されている方も講師に迎えた2部構成で行いました。



【年末年始のお知らせ】誠に勝手ながら12月30日～1月3日までお休みをいただきます。